

沖縄県農林水産部工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号。以下「財務規則」という。）第113条及び第114条の規定に基づく農林水産部が執行する工事の検査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 「検査」とは、請負契約の給付の完了（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分を含む。）において契約の適正な履行を確保するために行う確認をいう。
- (2) 「契約担当者」とは、財務規則第2条第7号に定める者をいう。
- (3) 「検査職員」とは、財務規則第113条第1項に定める者をいう。
- (4) 「監督員」とは、財務規則第112条1項に定める者をいう。
- (5) 「請負者」とは、財務規則第106条の規定に基づいて、建設工事請負契約約款（平成9年3月31日告示第317号。以下「契約約款」という。）の約定により、工事の請負契約を締結した者をいう。
- (6) 「かい」とは、財務規則第2条第1号に定めるものをいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 一部完成検査 設計図書において工事の完成に先だって引渡し受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という）がある場合において、当該部分を確認するための検査
- (3) 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査
- (4) 中間検査 工事の施工の途中において、必要と認めて指定する部分の検査

(検査の準備)

第4条 監督員は、検査に際して、自ら又は請負者に指示して次に掲げるものを準備しなければならない。

- (1) 工事請負契約書・設計図書、その他必要とされるもの。
- (2) 施工管理資料等（施工計画・出来形管理・品質管理・写真管理・工事関係書類等）
- (3) 検査に必要な用具（測量機器・シュミットハンマー等）
- (4) 必要により現地の測点、距離、幅員、厚さ等の検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示等
- (5) その他検査職員が必要と認める資料及び用具等

(検査の立会い)

第5条 検査職員が検査を行う場合は、当該工事の監督員及び請負者又はその現場代理人並び

に主任技術者等（主任技術者又は監理技術者その他必要な専門技術者をいう。以下同じ）は、その場に立ち会わなければならない。

（指示権限）

第6条 検査職員は、工事の検査に必要な事項について、監督員又は請負者に対して指示することができる。

（検査の方法等）

第7条 検査職員は、工事請負契約書及び設計図書その他関係書類に基づいて、実地に検査を行い、別に定める「沖縄県農林水産部土木工事検査基準」に適合しているか否かを判断し、合格又は不合格の判定をしなければならない。

2 検査職員は、実地について明視することができない地下又は水中等で外部から検査することが困難な部分については、当該部分の施工中の写真その他の資料により検査を行うことができる。

（検査職員の服務）

第8条 検査職員は、検査を行うにあたっては厳正かつ公平に実施し、合格、不合格を決定しなければならない。

2 検査職員は、あらかじめ検査の対象となるものの内容、契約図書を熟知の上、検査にのぞむものとする。

（検査の命令）

第9条 農林水産総務課長は、所属の検査担当職員に対し、工事の検査を命じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年規則第67号）第5条の規定により、かいで執行する請負代金5,000万円未満の工事の検査、かいで監督する工事の既済部分検査は、かい長が所属の職員に命じるものとする。ただし所属の職員に検査を命じることができない特別な理由がある場合は、農林水産総務課及び事業関係課に検査を依頼することができる。

3 農林水産総務課長は、所属の検査担当職員に検査を命じることができない特別な理由がある場合は、事業関係課及びかいに検査を依頼することができる。

4 検査の命令は、検査ごとに行う。

（検査調書の作成及び検査の復命）

第10条 検査職員は、検査（中間検査を除く）を終了したときは、財務規則第113条第6項の規定により検査調書（様式第55号（その2））を作成し、完成検査の場合は完成検査工事費内訳表（要領第1号様式）を、一部完成及び既済部分検査の場合は（一部完成・既済部分）検査工事費内訳書（要領第2号様式）を添付して契約担当者に提出しなければならない。

2 検査職員は、検査を終了したときは、工事検査復命書（要領第3号様式）を作成し、所属の長に復命しなければならない。

（工事検査合格通知書）

第11条 検査職員は、検査の結果、完成又は確認したことを認めるときは、工事検査合格通知書（要領第4号様式又は要領第4号の1様式）を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

2 契約担当者は、工事の請負者に対し、当該工事検査合格通知書を交付するものとする。

（工事目的物の引渡し）

第12条 請負者は、完成検査の工事検査合格通知書を受理したときは、引渡書、一部完成検査の合格通知書を受理したときは、指定部分引渡書を作成し、契約担当者に当該工事目的物を引き渡さなければならない。

(工事の手直し)

第13条 検査職員は、検査の結果、修補の必要があると認めたときは、監督員に対し、修補通知書(要領第5号様式)により通知するものとする。

2 監督員は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該工事の請負者に対し修補指示書(要領第6号様式)をもって工事の手直しを命じなければならない

(再検査)

第14条 検査職員は、前条第2項に規定する工事の手直しについて、請負者から監督員を經由して修補完了報告書が提出されたときは、これを受理し、再検査を行うものとする。

(破壊検査)

第15条 検査職員は、必要があると認めたときは、破壊検査(掘削及び工事材料の抜き取りを含む。)を行い、その内容を確認しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 平成10年4月1日一部改定
- 3 平成11年4月1日一部改定
- 4 平成12年4月1日一部改定。ただし、11年度事業については従前のおりとする。
- 5 平成12年10月1日一部改定
- 6 平成14年10月1日一部改定
- 7 平成17年4月1日一部改定
- 8 平成20年4月1日一部改定
- 9 平成24年4月1日一部改定
- 10 平成28年4月1日一部改定
- 11 平成30年2月15日一部改定

検 査 調 書（工 事）

課 長 所 長		班 長 班 長		班 長 班 長						
許 可 番 号										
工 事 名 称										
工 事 数 量										
工 事 場 所										
工 期	着工	平成	年	月	日	完成	平成	年	月	日
検 査 年 月 日	平成 年 月 日									
工 事 監 督 員 氏 名	主 任 監 督 員									
	現 場 監 督 員									
請 負 人 住 所 氏 名										
検 査 内 容										
材 料 の 良 否										
工 事 施 行 の 巧 拙										
適 否										
成 績										
検 査 意 見										
<p>上記のとおり検査し、（次頁のとおり）出来高を確認しました。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>沖 縄 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: right;">検査職員職名 氏名 印</p>										

1. 決済欄は、必要があるときは増置することができる。
2. 検査を期限内に行わなかったときは、その理由を検査意見欄に附記すること。
3. 完成のときは、（次頁のとおり）は不用である。

工 事 出 来 高 調 書

請 負 額

前 払 金 額

1. 請負出来高

2. 同上の9/10額

(一部完成検査の場合は「同上の10/10額」)

3. 前払金控除額

4. 部分払済金

5. 支払い可能額

(要領第3号様式)

工 事 検 査 復 命 書

農林水産総務課長 課 長 所 長		工事検査指導監 班 長 班 長		主 幹 班 長 班 長			
------------------------	--	-----------------------	--	-------------------	--	--	--

(完成・一部完成) 下記工事の(既済部分)検査の結果を復命します。 (中 間)							
工事名称							
工事場所							
予算年度		契約年月日		平成	年	月	日
許可番号		契約工期		自平成	年	月	日
予算項目				至平成	年	月	日
請負代金額		¥	着手年月日	平成	年	月	日
検査高	前回迄	¥	完成年月日	平成	年	月	日
	今回	¥	検査年月日	平成	年	月	日
	合計	¥	立会人氏名				
既済部分回数	回中 回						
請負者住所 商号 氏名		主任監督員					
		現場監督員					
記 事							
工事概要							
工事出来形		優 秀・良 好・概良好・普 通・不 良					
工事の進捗状況		既済部分・中間		出来高(予定 %、実施 %)・挽回(可能・不可能)			
		完成・一部完成		期日に完成した・期日前に完成した・期日に遅れた			
合否判定		合 格・不 合格					
検査意見							
農林水産総務課長 課 長 殿 所 長		平成 年 月 日					
				検査職員職名			
				氏名		印	

* 工事出来形・工事の進捗状況・合否判定の欄は、不要な文字の見え消し、あるいは必要な文字の記入のみでもよい

(要領第4号様式)

工事検査合格通知書

工事名称	
工事場所	
請負代金額	¥
契約年月日	平成 年 月 日
契約工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
着手年月日	平成 年 月 日
完成年月日	平成 年 月 日
検査職員氏名	

上記の工事は、平成 年 月 日の検査により、請負契約書・図書及び仕様書のとおり完成したことを認めたので、建設工事請負契約約款第31条第2項の規定により通知します。

請負者商号

代表者氏名 殿

平成 年 月 日

沖縄県知事

氏名

印

(要領第4号の1様式)

工事検査合格通知書

工事名称	
工事場所	
請負代金額	¥
今回検査高	¥
契約年月日	平成 年 月 日
契約工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
着手年月日	平成 年 月 日
検査職員氏名	

上記の工事は、平成 年 月 日の（一部完成・既済部分・中間）検査により、請負契約書・図書及び仕様書のとおり確認したことを認めたので、建設工事請負契約約款第31条第2項の規定により通知します。

請負者商号

代表者氏名 殿

平成 年 月 日

沖縄県知事

氏名

印

※下線部分について、既済部分検査の場合は「建設工事請負契約約款38条第3項の規程により」に修正、中間検査の場合は削除を行う。

